

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

マクロ経済スライド、初の発動か？ 年金減額調整、物価上昇に連動せず

昨年11月末、朝日新聞が「公的年金の支給額の伸びを物価上昇よりも低く抑える仕組み(マクロ経済スライド)が、来年度に初めて実施されることが確実な情勢となった。2014年の通年での物価上昇が決定的となったためだ。これにより「年金の支給水準は来年度、物価に比べて実質的に目減りすることになる」と報じられたが、2015年を迎え現実味を帯びてきた。

マクロ経済スライドは2004年、小泉政権で決まったが一度も発動されていない。今後は物価変動と同じ割合では年金額を上げないというこの仕組みは、最近の年金再検証によれば2043年頃まで、今後、30年間続くことになるという。つまり30年後に年金が1、2割も目減りをする？—ということの意味している。

すでに一昨年から今年4月までの間、もらい過ぎ年金(特例水準)が調整され、年金が減額(▲2.5%)されている。この高止まり年金が解消された後、条件がそろったとしてマクロ経済スライドが発動される。例えば、今後は物価(賃金)が1%伸びたとしても、スライド調整(1%程度)をして年金額は抑制される。厚生年金額は、大よそ現役世代の手取り収入の6割程度を支給しているが、この調整で約30年後には5割程度に給付水準が下がる。将来的には、年金の支給年齢が65歳から68~70歳に繰下げられる見通しで、今後の生活設計では健康維持+仕事(稼ぐ)が重要テーマだ。

税務会計

2015年度与党税制改正大綱を決定 法人実効税率引下げなど法人減税

自民・公明の両党は12月30日、2015年度与党税制改正大綱を決定した。

柱となるのは法人実効税率の引下げ。国・地方を通じた現行34.62%の法人実効税率(東京都は35.64%)は、2015年度に32.11%(▲2.51%)、16年度に31.33%(▲3.29%)となり、さらに引き続き、16年度以降の税制改正においても、20%台までの引下げを目指す。

財源確保は、(1)欠損金繰越控除の見直し、(2)受取配当等益金不算入の見直し、(3)法人事業税の外形標準課税の拡大、などを行う。

一方、足元の住宅市場活性化対策及び消費税率10%への引上げに伴う駆け込み・反動減対策の観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、適用期限を延長した上で、非課税枠を現行の1,000万円から最大3,000万円に拡大する。また、NISAについて、年間投資上限額80万円まで20歳未満の口座開設を可能にするジュニアNISAを創設するとともに、NISAの年間投資上限額を100万円から120万円に引き上げる。

消費税率については、引上げ時期を2017年4月とし、景気判断条項を削除することを明記。引上げ時期の変更に伴い、住宅ローン減税等の適用期限を2019年6月30日まで1年半延長する。軽減税率制度については、税率10%時に導入するとし、17年度からの導入を目指して、対象品目、経理区分、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

今週のキーワード

年金額特例水準

2000~2002年度にかけ特例法で年金額を据え置いたことをいう。本来の年金額より2.5%高い水準(特例水準)になっている。政府は年金額の特例水準の解消を開始し、2013年10月に1%、2014年4月に1%、2015年4月に0.5%の給付引き下げが行われ、3年間で特例水準2.5%が解消される見込み。特例水準解消後にマクロ経済スライドの実施が予定されている。